

○農地中間管理事業の賃貸借手数料に係る Q & A (令和7年5月29日版)

番号	質 問	回 答
Q1	手数料はなぜ必要か	<p>農地中間管理事業の手数料については、事業を開始した平成26年度に所要の規定を設けましたが、事業に係る経費は当初、国・県からの国庫補助金等で対応できる状況であったことから、これを「免除する」こととしてきたところです。</p> <p>しかしながら、本事業が10年目を迎え、取り扱い件数が増加するに伴い、農地中間管理機構（以下「機構」という。）及び業務委託先（市町村等）では毎年度必要な事務処理経費が国・県からの国庫補助金等で賄えない財源不足の状況になっています。（国、県の補助対象外の経費として人件費、共通経費の一部や減価償却費があります。また、市町村等の業務委託先にも備品等の補助対象外経費があります。）</p> <p>公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）では、本事業の一層の事務処理経費の効率化と節減に努めるとともに、国庫補助金等の拡充について要望してきましたが、要望どおり措置されていないため、センターの運営は厳しい状況が続いています。このまま何ら対策を講じなければ、本業務に係る契約管理業務の持続的な運営に支障を及ぼすとともに、センターの健全な運営が維持できない恐れがあります。そのため、令和6年度の満期更新となる契約等から順次農地中間管理事業の手数料を徴収することといたしました。</p> <p>なお、東北6県では、山形県以外は事業開始以降（岩手県は平成30年度から）から手数料を徴収しております。</p>
Q2	手数料収入の用途は何か	<p>農地中間管理事業の手数料の用途については、国や県の補助金等で対応できない経費です。</p> <p>具体的には、国、県の補助対象外の経費として人件費の一部、共通経費（会計システム、総務担当パソコンリース、団体負担金等）の一部や減価償却費（庁舎工事費）があります。また、市町村等の業務委託先にも備品等の補助対象外経費（再委託相当経費、共通経費、会議費等）があります。</p>
Q3	手数料の徴収はいつから発生するのか	<p>令和6年10月1日以降の農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の公告に基づく契約案件からを対象とし、令和7年11月の賃料徴収の際、手数料も併せて出し手・受け手の方から徴収いたします。</p>
Q4	手数料は消費税の対象となるのか	<p>手数料は、消費税の対象となります。手数料に係る消費税及び地方消費税は、その合計額を手数料の内税として徴収いたします。（消費税込みの額になります）</p>
Q5	使用貸借契約の場合手数料を徴収するのか	<p>農地の使用貸借契約については、手数料徴収の対象になりません。</p>
Q6	賃料が少額であっても手数料を徴収するのか	<p>賃料の多少によらず、なるべく公平にご負担いただくために手数料の額は円単位までとし、手数料の額が1円未満の場合については手数料をいたしません。</p>

○農地中間管理事業の賃貸借手数料に係る Q & A (令和7年5月29日版)

番号	質 問	回 答
Q 7	<p>手数料率の算定根拠は</p>	<p>令和6年度から令和11年度までの農地中間管理事業の赤字累計額とそれまでの手数料累計額が概ね均衡する率としています。具体的には下記の通りです。</p> <p>(1) 農地中間管理事業の令和6年度の赤字想定額 令和6年度以降の赤字額を令和3年度の単年度赤字額(18,586千円)相当を基準に毎年の額として、令和11年度までの累計を算出すると、令和11年度には約1億1千万円の赤字累計額となります。</p> <p>(2) 手数料率のシミュレーション 農地中間管理事業の単年度赤字を令和6年度から令和11年度で解消することとしてシミュレーションを行いました。シミュレーションの前提として取扱い件数を ①令和6年度から始まる満期再契約分(平成26年度から10年目)の件数、②毎年の新規契約分、③農業経営基盤強化促進法の改正により相対による利用権設定から農地中間管理事業への契約の移行等による件数の合計を対象にしました。また手数料率については、他県の実施状況(青森県0.5%、宮城県、福島県1.0%)から1.0%、0.75%、0.5%の3種類でシミュレーションを行いました。</p> <p>結果は、手数料収入の累計額がそれぞれ1億45百万円、1億9百万円、72百万円となり赤字累計額(1億1千万円)に最も近くなるのは0.75%の場合という結果になりました。このため、手数料率は令和11年度末までの赤字累計額とそれまでの手数料累計額が概ね均衡する0.75%が適当であるとして設定しています。なお、令和12年度以降の手数料率は、機構の経営状況等を踏まえ、再検討を行います。</p>
Q 8	<p>将来的に手数料率が0.75%から増えることはないのか</p>	<p>手数料については、今回のシミュレーションで令和11年度までを対象として各値を算出しております。将来の状況は様々想定されますが、引き続き経営努力等により負担増にならないよう努めてまいります。</p>
Q 9	<p>手数料徴収の周知方法はどのようにするのか</p>	<p>手数料徴収については時間をかけて広く農家の皆さんへ周知する必要があると考えており、県から手数料規程の同意を受けた令和5年6月12日から、約1年半をかけて周知を図ることとしています。具体的には、機構のホームページへの掲載や、PR用のチラシを作成して業務委託先(窓口)へ配置することや、市町村、農業委員会、JAが発行する広報誌等へ掲載を依頼すること等により周知を図っています。</p>
Q10	<p>手数料率は他県にならって1%とし、業務委託先での対象外経費への充当を確実なものにすべきでないか</p>	<p>手数料率については、シミュレーションに基づくものであり、他県では0.5%や1%の例もありますが、機構では農家の皆さんの負担をできるだけ抑えたいという考えから、シミュレーションの中では数値を細かく刻んで検討することで0.75%と決定しています。また、業務委託先の補助対象外経費については将来的に手数料によって充当、解消していく計画ですが、今後、実際の徴収状況を踏まえて対応していくことになります。</p>

○農地中間管理事業の賃貸借手数料に係る Q & A (令和7年5月29日版)

番号	質問	回答
Q11	手数料に係る消費税のインボイスは記載なるのか	手数料に係る・対象金額・消費税額・機構の登録番号などインボイスに必要な情報が請求書に記載されます。
Q12	手数料を払うのは1回だけか、それとも毎年払うのか、また支払の手続きは必要か	手数料は1回だけでなく、毎年お支払いいただくことになります。 毎年、11月の賃料のやり取りの際に、受け手の方からは手数料分の金額を賃料に上乗せして請求、出し手の方には手数料分を賃料から差し引いてお支払いいたしますので、特別な手続きは必要ありません。
Q13	手数料は全部の契約で一斉に始まるのか	全契約で一斉に始まる訳ではありません。令和6年10月以降に公告になる契約から対象となります。 例えば現在の契約期間が令和8年11月までで、同年12月からの更新契約を行う場合、それまでは現在の契約が継続しますので、手数料は必要ありません。現在の契約期間が終了し、更新契約が始まる令和8年12月から対象となり、翌年11月の賃料徴収時から徴収させていただきます。 なお、これ以降、毎年11月の賃料徴収の際に手数料をお支払いいただくことになります。
Q14	多くの農地を借りている法人等は手数料もかなりの額になり負担が大きいと思うが	中間管理事業の大きなメリットの一つとして、受け手の方（担い手等）が複数の出し手から農地を借り受ける場合であっても、機構との1契約のみで済むことが挙げられます。このようなメリットをご理解いただき、効率的な農業経営に向けてご活用いただければと思います。
Q15	手数料の算定は賃料をベースにしているが、場所により賃料は異なるため賃料でなく農地面積を基に算定してはどうか	手数料に係る基本的な考え方は、先行している東北各県の状況等を参考として、賃料をベースにしております。 いただいたご意見については事業を進めて行く中で参考にさせていただきます。
Q16	公益財団法人が手数料を徴収することは営利目的にならないのか	この度の手数料については、センターの運営費への補填等であり、営利目的にはあたりません。
Q17	未収金があるから手数料をとるようになったのではとの声もあるが払わない人の分として充てられては困る	未収金については関係する農業委員会やJ A、土地改良区等のご協力を得て対応しておりますが、残念ながら無くなるまでには至っておりません。これは全国的な問題として、今後とも継続して国に対して未収金対策の対応を求めてまいります。 なお、手数料から未収金へ補填することは考えておりません。

○農地中間管理事業の賃貸借手数料に係る Q & A (令和7年5月29日版)

番号	質 問	回 答
Q18	<p>手数料対象前の契約において、受け手変更を行った場合は受け手だけが手数料の対象となるのか</p>	<p>手数料対象前の契約（令和6年9月以前に公告なった契約）においては、令和6年10月以降に受け手の変更で公告になっても、新たな受け手は手数料の対象になりません。これは、受け手変更の契約期間については、以前の契約を踏襲した形で残日数としており、出し手については手数料の徴収を生じないことから、受け手変更についてもこれに合わせて手数料は徴収しないこととしたためです。</p> <p>ただし、合意解約後に再契約となった場合は、上記によらず出し手、受け手ともに手数料の対象になります。</p>